



## **第2章 計画の基本的な考え方**

# 1. 計画策定の趣旨

わが国においては、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現することを、わが国の重要課題として位置づけています。

人口減少、少子・高齢化の進行、情報技術の飛躍的発展などの社会情勢の中で、「育児・介護休業法\*」、「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律\*」(DV防止法)の改正など、関係法令の整備が行われています。

また、平成22年12月には、2020年までを見通した長期的な政策の方向性と2015年度末までに実施する具体的な施策を記述した「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しています。

しかし、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。本市においては、平成19年の「紀の川市男女共同参画に関する意識調査」の結果、「男性は仕事、女性は家庭」に代表される性別による固定的役割分担意識を持つ人は今なお多く、政策や方針決定過程への女性の参画もいまだ不十分な状況にあります。

男女共同参画社会は、誰もが自分の人生の主演として生きるため、男性にとっても女性にとっても家庭・地域・職場や学校などのあらゆる場において、互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる公平な社会であり、男女双方のメリットとなるだけでなく、老若男女すべての人がいきいきと生活する社会です。

このような認識のもと、社会経済環境等の変化を踏まえ、合併により誕生した本市の男女共同参画を充実させるべく、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進し、その実効性を確保するための「紀の川市男女共同参画推進プラン」を策定することとしました。

## 2. 計画の性格

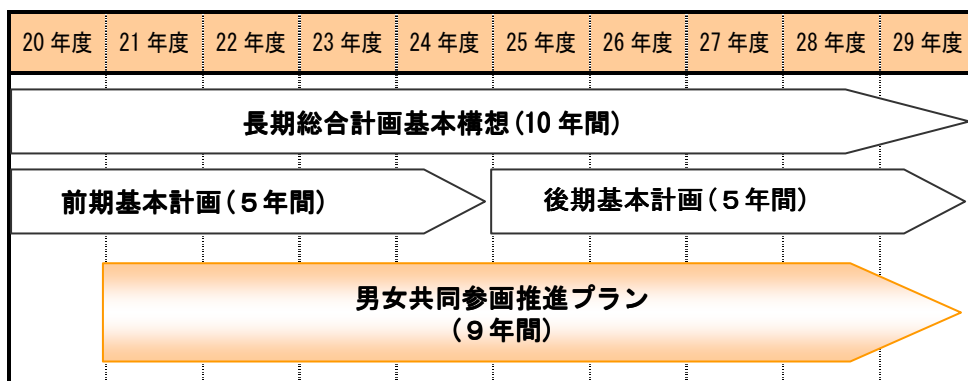
この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

国が策定した「男女共同参画基本計画」及び、県の「和歌山県男女共同参画基本計画」を勘案し、「第1次紀の川市長期総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の促進に関する施策を推進するための指針として策定します。

計画策定にあたっては、市民のニーズや市の実状に即した適切な内容となるように、紀の川市男女共同参画計画策定懇話会に検討及び提言を求めたほか、パブリックコメント※により市民のみなさまからのご意見をいただくとともに、「紀の川市男女共同参画に関する意識調査」(平成19年実施)、「紀の川市男女共同参画計画策定のための市民ワークショップ」(平成20年度実施)の結果を踏まえて策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成29年度を目標年次とし、平成21年度からの9年間で計画の期間とします。これは「第1次紀の川市長期総合計画」の基本構想の期間(平成20～29年度)との整合性を図るために設定しています。



## 4. めざす男女共同参画の将来像と計画の基本理念

### 将来像

#### ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同のまちづくり

「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同のまちづくり」を本計画が目指す将来像として掲げ、私たち一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

この社会の実現に向けて、以下の4つの基本理念を設定し、取り組んでいきます。

#### 基本理念1

##### あらゆる世代の男女が社会・地域に参画し、多様な意見が尊重されること

あらゆる世代の男女が、社会の一員として、さまざまな分野で個性と能力を発揮し、性別に関わりなく参画する機会の確保が重要です。

多様な立場からの社会的視点や生活的視点、知恵や時間を活かせるように、政策・方針決定過程への男女のバランスがとれた参画を促進し、地域社会における男女共同参画の推進を図ります。

男女共同参画社会を目指す上で、市がやらなければならないこと(公助)、地域に住む人たちが助け合ってできること(共助)、住民が自らできること(自助)に目を向けて、多様な意見を取り入れ各種施策を展開することで、社会・地域の活性化を図り、一人ひとりが充実した生活を送れる社会の確立を目指します。

#### 基本理念2

##### 男女が共に職場・家庭での役割を担うこと

男性と女性が、職場でも家庭でも、互いに充実感を感じて生活していくためには、性別に関わりなく能力を発揮できる環境と、仕事と生活のバランスのとれた生き方が必要です。

職場では、雇用や昇進、職域などの面で、男女間の格差はいまだ根強く残っているのが現状です。

家庭においては、働く女性が増えているにも関わらず、家事・育児・介護などの役割の大半は、就業の有無に関わらず女性が担っている場合が多く、「家事も仕事も」求められ、女性の負担感が増しています。一方、一日の大半を仕事だけで過ぎてしまう男性も多く、家事や育児に参加し充実した生活を送ることが難しい状況です。

働く男女が性別による不利益を受けることなく、共に能力を発揮して、それぞれに仕事と生活のバランスのとれた生き方が実現できる社会を構築することが必要です。

### **基本理念3**

#### **男女が互いの個性や能力を尊重し合う対等な関係であること**

---

私たちは、自分の生き方について選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。しかし、現実には家庭・地域・職場において、固定的性別役割分担意識が社会の制度や慣行の中に依然として存在しています。

固定的性別役割分担意識は、個人の生き方を制約し、個性や能力の發揮を妨げる要因となっています。それらを解消していくためには、一人ひとりが自らの意識を変えていくことが求められています。

また、暴力は身体的・精神的を問わず、人権を侵害するものであり、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。被害者の多くは女性であり、これら暴力の背景には、固定的な役割分担や経済的格差など、男女の置かれている社会状況や差別意識による社会的・構造的な問題があると考えられています。

性別に関わらず、一人ひとりが互いの人権や個性、能力を尊重し合う対等な関係を築き、生涯にわたり多様な選択が可能な社会の実現を目指します。

### **基本理念4**

#### **男女が互いの性について理解を深め、生涯にわたる健康が確保されること**

---

すべての市民がいきいきと暮らしていくためには、互いの身体的特性を認め合い、生涯を通じて心身共に健康であることは重要なことです。

特に女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる身体的な問題に直面します。女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が子どもを安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

また、男性においては仕事中心の生活により過度のストレスを感じたり、自殺者の増加などが見られるようになってきました。

心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女が共に自覚を持って取り組める社会を目指します。

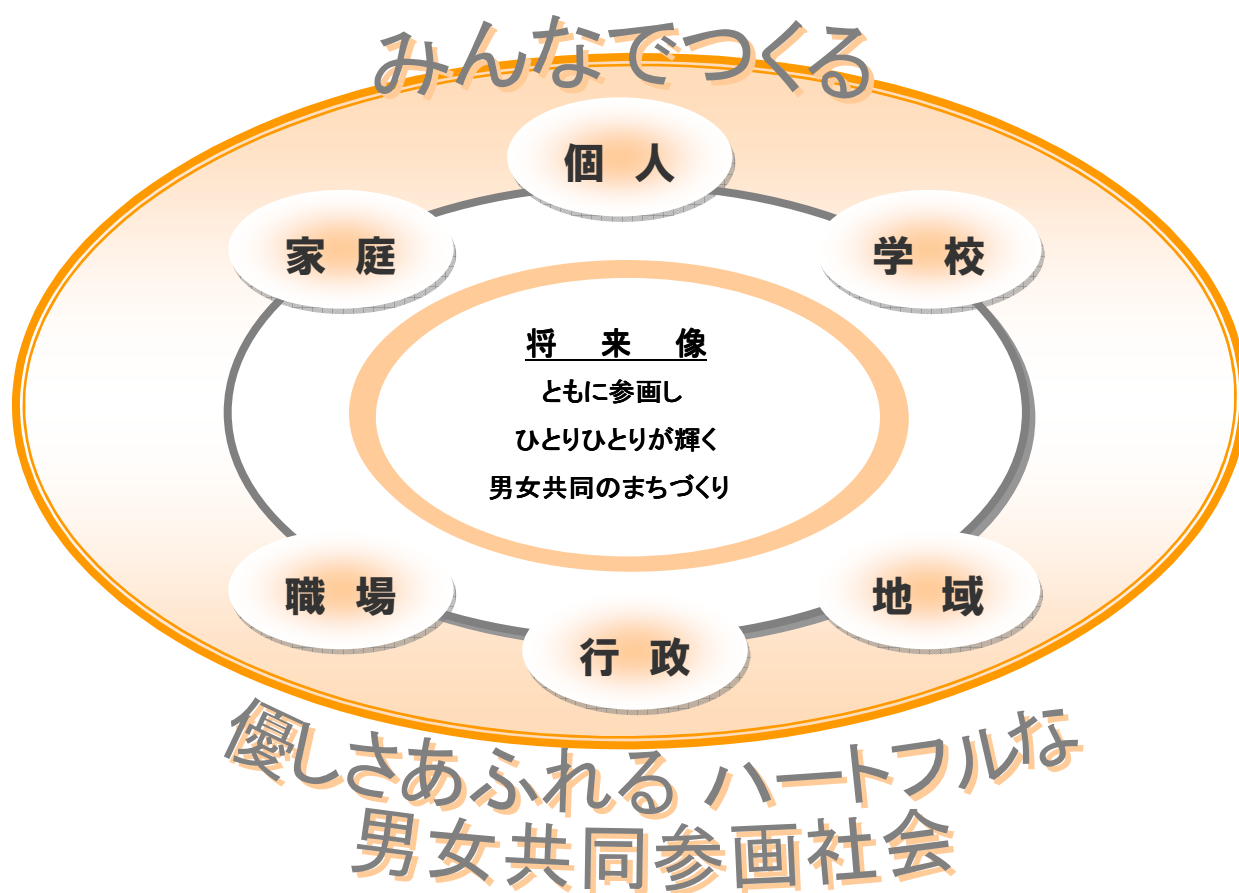
## 将来像

「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同のまちづくり」  
の実現のために…

男女共同参画社会を構築していくためには、あらゆる人の理解と協力、そして具体的な行動が必要です。

そのためこの計画では、「行政」が取り組む各種事業と併せて、「個人」、「家庭」、「地域」、「職場」、「学校」という視点からの取組例についても記載しています。

それぞれが連携、協力して取り組むことで紀の川市らしい男女共同参画社会を目指します。

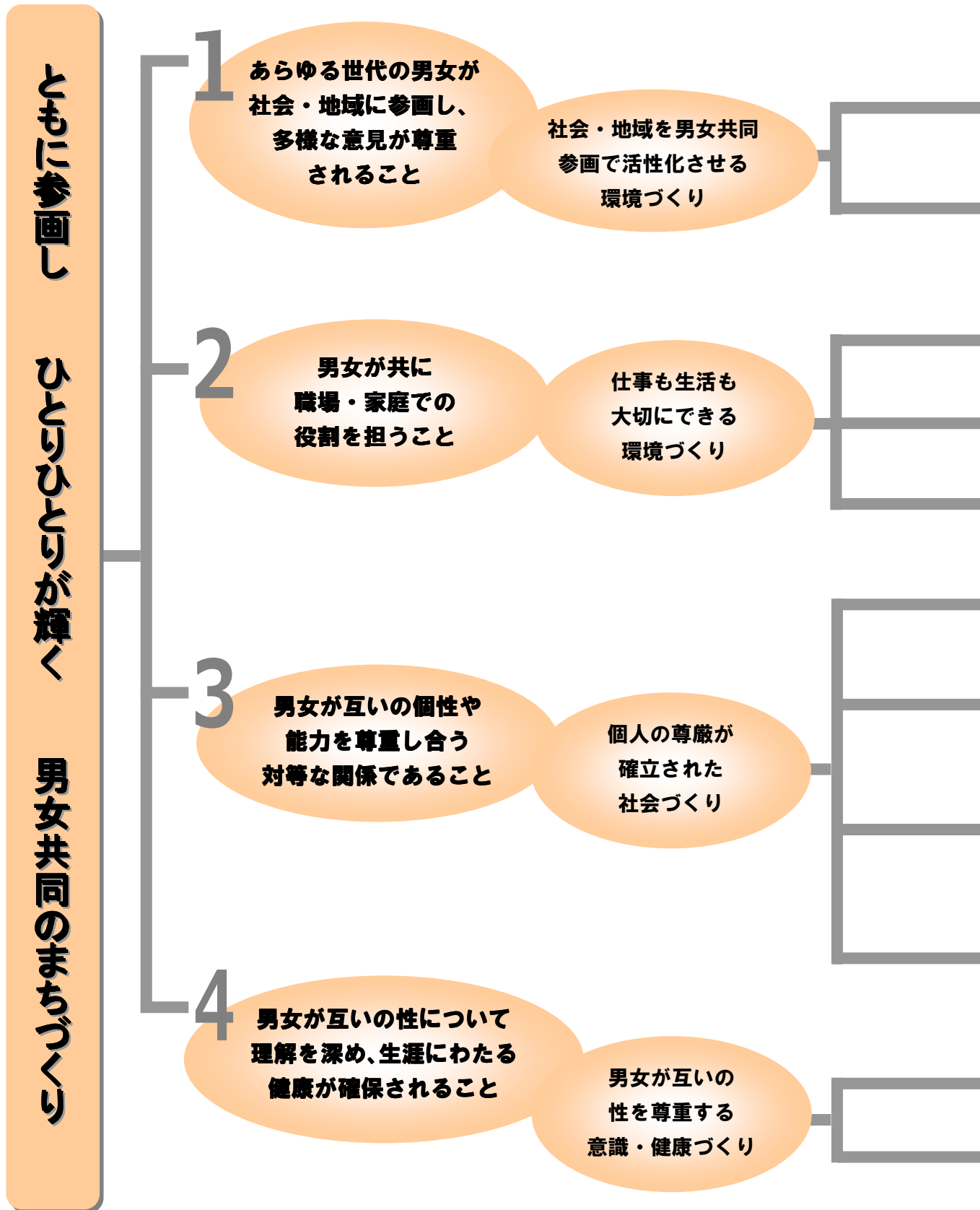


## 5. 計画の体系図

将来像

基本理念

政策目標



## 施策目標

1 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

2 政策・方針決定過程での男女共同参画

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援の充実

2 農林業、自営業等での男女共同参画の推進

3 雇用の分野での男女平等の推進

1 あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

2 男女共同参画に向けての社会的機運の醸成

3 男女共同参画推進のための次世代教育充実

4 自立を支える社会環境の整備

1 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

2 男女の健康づくりの支援

## 個別事業

1 男女が共に参画する地域活動の推進・支援  
2 男女共同参画のまちづくりを進める学習機会の充実と人材育成  
3 地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策

1 審議会・委員会等への女性の参加促進  
2 市役所における男女共同参画の推進  
3 意思決定の場に男女が共同に参画できる条件整備

1 子育てや介護等の家事支援の充実  
2 仕事と家庭の両立のための環境の整備

1 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備  
2 農林業分野での女性の参画推進

1 雇用の場での男女の均等待遇の確保  
2 女性の就労支援

1 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実  
2 暴力根絶のための体制の充実

1 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実  
2 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報提供の充実  
3 男女共同参画に関する調査・研究及び施策等への取入れ

1 学校等における男女共同参画に関する教育の推進  
2 男女共同参画の観点からの教育現場の整備  
3 教育現場での啓発事業

1 ひとり親家庭への生活自立支援  
2 高齢者が安心して暮らせる条件整備  
3 障害者が安心して暮らせる条件整備

1 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

1 性差に応じた医療の推進  
2 ライフステージに応じた心と体の健康支援  
3 性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実